

2024年度

「国費外国人留学生の優先配置を行う
特別プログラム」の公募について

Q & A

- ※ このQ & Aは、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」（以下、「特別プログラム」）公募要領等の内容の詳細について各大学から寄せられた問い合わせを中心に簡潔にまとめたものです。
- ※ 申請書等の作成・記入に関することは、作成・記入要領をご参照ください。

2024年7月

文部科学省 高等教育局

参事官（国際担当）付 留学生交流室

目 次

1. 基本的事項	3
(1) 「優先配置を行う」とはどうか。	3
(2) 特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうなるのか。	3
2. 申請方法	3
(1) 申請プログラムの全てを同一の募集分野としても構わないか。	3
(2) 同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。	3
3. 申請内容	4
(1) 日本人学生を申請プログラムに参加させるべきか。	4
(2) 3 名を下回る優先配置枠を申請することは可能か。	4
(3) 優先配置期間（3 年間）において採用人数が優先配置枠数を下回った場合に何らかのペナルティはあるのか。	4
(4) 申請プログラムに対して獲得が条件とされている「私費外国人留学生等」とはどのような者を指すのか。	4
(5) 毎年度、優先配置枠と同数以上の私費外国人留学生等を獲得できなかった場合のペナルティはあるのか。	5
(6) 優先配置の人数はどのように決めればよい。特に、Ⅳ. 博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムを実施する場合、それぞれの優先配置枠数が異なってもよい。	5
(7) Ⅳ. 修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムにおいて博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ優先配置枠を申請した場合、それぞれの課程で同数以上の私費外国人留学生等を獲得する必要があるか。極端な例では博士前期課程 4 名、博士後期課程 4 名の優先配置枠に対して、私費外国人留学生等は博士前期 8 名、博士後期 0 名のようにプログラム全体で条件を満たせばよい。	5
(8) 複数の大学が連携するプログラムを考えているが、申請時点では各大学への優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後、振り分けを行ってよい。	6
(9) ダブルディグリー、ジョイントディグリーを踏まえたプログラムを申請することは可能か。	6
(10) 連合大学院で申請を行う場合、構成大学全てが申請枠 1 枠を利用することになるのか。	6
(11) 秋入学と春入学を併用したプログラムは認められるか。また、双方に優先配置枠を申請することは認められるか。	6
(12) 過去に採択されていたプログラムは申請することができるのか。また、できる場合に新たな要素を加える必要があるのか。	7
(13) 3 年次編入生を対象としたプログラムを申請することは可能か。	7
(14) 「学業成績基準 2.3」について、本学では進学判定に際して、履修科目のうち卒業（修了）	

必須科目のみ判定の対象としそれ以外の科目は対象としていないが、本事業でもそのように運用してよいか。.....	7
4. 審査	8
（1）最終的に採択結果に占める募集分野毎の採択割合は決まっているのか。.....	8
（2）「(6)バイオ」で申請した場合、「(1)環境」に比べ採択されにくいことはあるのか。.....	8
（3）2次審査（ヒアリング審査）は全申請プログラム実施するのか。.....	8
（4）1次審査（書面審査）2次審査（ヒアリング審査）可否の関係はどうなっているのか。.....	8
5. 運用	9
（1）Ⅳ．修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先配置枠を活用して国費外国人留学生になることは可能か。.....	9
（2）今回申請するプログラムが採択された場合に推薦を予定している留学生について、2024 年度（令和 6 年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠にも申請（併願）することは可能か。.....	9
（3）Ⅰ．修士課程又は博士前期課程から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長は可能か。.....	9
（4）採択されたプログラムがⅣ．修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムであり、優先配置 2、3 年目の修士学生が博士課程に進学時（延長申請時）に、採択されたプログラムの後継プログラムが不採択となった場合、優先配置 2、3 年目の学生は博士課程進学時に特別枠で延長申請を行い、引き続き博士課程で奨学金の支給を受けることはできるのか。.....	10
（5）採択されたプログラムがⅣ．修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムであり、修士課程又は博士前期課程に優先配置された学生が 1 年若しくは 1 年 6 か月で早期修了した場合、同プログラムもしくは後継プログラムの優先配置枠を用いて博士後期課程に進学することが可能か。.....	10
（6）プログラム実施中に申請書に記載しているプログラムディレクターが変更となった場合、文部科学省に対して届け出が必要なのか。.....	10

1. 基本的事項

<共通>

（１）「優先配置を行う」とはどのようなことか。

（答）本事業で採択されたプログラムにおいて、採択された後の３年間（2024 年度採択においては 2025 年度渡日～2027 年度渡日）にわたって新規に受け入れる外国人留学生に対し、文部科学省が一定の人数分の奨学金、渡日旅費を確実に負担するものです（受け入れた学生に関しては、当該学生の標準修業年限まで負担します）。大学としては、奨学金等の給付が確実に見込まれることとなり、優秀な外国人留学生を優先配置期間にわたって計画的に獲得できるようになるメリットがあります。

本事業を契機として、より多くの大学に外国人留学生受入れに関するノウハウを蓄積いただき、大学の国際化を広く支援することを狙いとしています。

<共通>

（２）特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうなるのか。

（答）「特別プログラム」は、国費外国人留学生制度における大学推薦方式の一形態です。大学推薦方式は、大使館推薦方式と異なり、「大学の国際的環境の醸成及び国際競争力の強化」という大学自身のイニシアティブが認められるため、国費外国人留学生の検定料、入学金及び授業料等は大学が負担する（留学生から徴収してはならない）ことになっており、特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生も同様に実施大学が負担することになります。なお、上記（１）の（答）のとおり、奨学金及び旅費等については、原則、文部科学省が負担します。

2. 申請方法

<大学院>

（１）申請プログラムの全てを同一の募集分野としても構わないか。

（答）構いません。例えば、申請プログラム全てが「(1)環境」であっても申請可能です。

<大学院>

（２）同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。

（答）同一専攻から複数のプログラムを申請することは排除いたしません。ただし、同一専攻で複数の異なるプログラムを実施することの合理性や実行可能性なども審査対象となるので留意願います。

3. 申請内容

<共通>

（１）日本人学生を申請プログラムに参加させるべきか。

（答）日本人学生をプログラムへ参加（在籍）させることなど、当該プログラムの実施主体（大学、研究科/学部等）全体のグローバル化に資するプログラムであるかの観点審査基準に含まれており、これを踏まえて審査を行うことになります。

<大学院>

（２）３名を下回る優先配置枠を申請することは可能か。

（答）３名を下回る優先配置枠の申請はできません。研究分野によっては、プログラムの規模が比較的小さいものも想定されますが、優先配置を行う国費留学生の費用対効果や将来的なプログラムの自立的展開を考え３名以上（プログラム全体では私費外国人留学生等と合わせて６名以上。（日本人学生は除く））は必要としています。

<共通>

（３）優先配置期間（３年間）において採用人数が優先配置枠数を下回った場合に何らかのペナルティはあるのか。

（答）優先配置期間が３年間に限られていることから、採用人数が優先配置枠数を下回ったことをもって直ちにペナルティを課すことは考えていません。ただし、優先配置期間終了後、再度本事業に申請される場合に当該実績が考慮されます。

<共通>

（４）申請プログラムに対して獲得が条件とされている「私費外国人留学生等」とはどのような者を指すのか。

（答）特別プログラムは、各大学における優秀な留学生を獲得する仕組みの構築を目的にしていることから、優先配置枠（国費留学生）だけに依存しないプログラムの構築が求められています。その意味から、特別プログラムで獲得すべき私費留学生等とは、具体的には以下の正規学生を指します。

- ・ 私費による留学生
- ・ 文部科学省以外の機関等から奨学金を受給する留学生

※大使館推薦による国費外国人留学生も「私費外国人留学生等」に含みませんので、申請書作成時にはご注意ください。

<共通>

(5) 毎年度、優先配置枠と同数以上の私費外国人留学生等を獲得できなかった場合のペナルティはあるのか。

(答) 優先配置期間が3年間に限られていることから、毎年度、優先配置枠と同数の私費外国人留学生等を獲得できなかったことをもって直ちにペナルティを課すことは考えておりません。ただし、優先配置期間終了後、再度本事業に申請される場合に当該実績が考慮されます。

<大学院>

(6) 優先配置の人数はどのように決めればよいか。特に、Ⅳ．博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムを実施する場合、それぞれの優先配置枠数が異なってもよいか。

(答) プログラムの規模、実施体制、計画等に応じた申請をしてください。

博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムを行う場合、例えば、優先配置枠を活用して博士前期課程に受け入れる国費外国人留学生全員について、博士後期課程までの修了を見据える場合には、博士後期課程の枠は、少なくとも修士課程と同数の枠を申請することとなります。ただし、博士後期課程へ進学する場合は、奨学金支給期間の延長手続きが必要であり、学業成績等により進学できない場合があることをこの事業で採用する国費外国人留学生に周知徹底してください。

なお、博士前期課程の段階で一定の選抜等を予定する場合は、博士後期課程の枠数が博士前期課程の枠数を下回ることもあります。

いずれにしても、プログラムに入学する外国人留学生に対し、入学後の進路に関して十分に説明を行って下さい。

<大学院>

(7) Ⅳ．修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムにおいて博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ優先配置枠を申請した場合、それぞれの課程で同数以上の私費外国人留学生等を獲得する必要があるか。極端な例では博士前期課程4名、博士後期課程4名の優先配置枠に対して、私費外国人留学生等は博士前期8名、博士後期0名のようにプログラム全体で条件を満たせばよいか。

(答) 本事業本来の趣旨からいえば、それぞれの課程で私費外国人留学生等を獲得することが理想ですが、同一年度内で配置枠と同数以上の獲得であれば、プログラム全体の獲得数でも問題ありません。ただし、優先配置期間終了後、再度本事業に申請される場合に当該実績が考慮されます。

<大学院>

(8) 複数の大学が連携するプログラムを考えているが、申請時点では各大学への優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後、振り分けを行ってよいのか。

(答) 各大学にどれだけの国費外国人留学生を受け入れるかは、審査において、プログラムの実効性や効果を判断する上で重要な情報となります。したがって、優先配置枠の振り分けは、採択された後ではなく、関係大学間で調整の上申請する段階で振り分けまで明記して申請してください。
(記入例：「A大学○名、B大学●名」)。

<共通>

(9) ダブルディグリー、ジョイントディグリーを踏まえたプログラムを申請することは可能か。

(答) 申請することは可能です。ただし、国費外国人留学生制度の奨学金は、日本での生活費として支給しているため、海外の大学で勉学・研究時は奨学金を支給することはできませんので留意願います(代理押印の手続きもできません)。 ※詳細は以下のリンクを参照のこと

https://www.mext.go.jp/content/20210615-mxt_gakushi02-100001310-01.pdf.pdf

<大学院>

(10) 連合大学院で申請を行う場合、構成大学全てが申請枠 1 枠を利用することになるのか。

(答) 2021 年度採択分より、構成大学全てに優先配置枠が付与されている場合に限り、1 枠を利用することとしています。連合大学院に限らず、共同で申請をする場合についても、当該プログラムに教員等のみ派遣しており、優先配置枠が付与されていない大学については枠利用のカウントはしないこととします。

<大学院>

(11) 秋入学と春入学を併用したプログラムは認められるか。また、双方に優先配置枠を申請することは認められるか。

(答) 一つのプログラムの中で秋入学と春入学が併存するプログラムも申請可能です。ただし、優先配置枠については一つの入学時期に限り付与することとなるため、どちらかの入学時期を指定して申請するようにしてください。なお、獲得すべき私費外国人留学生については、国費外国人留学生と同一時期の入学でなくとも、同一年度内に獲得できていれば問題ありません。

<共通>

(12) 過去に採択されていたプログラムは申請することができるのか。また、できる場合に新たな要素を加える必要があるのか。

(答) 申請できるプログラムは、申請時において 2025 年度（令和 7 年度）の優先配置枠が付与されていないプログラムです。そのため、過去に採択され、優先配置期間が終了したプログラムも申請可能です。なお、過去に採択されたプログラムをそのまま継続して申請することは可能ですが、前回採択時の留学生の獲得状況や学業成績、修了後の進路等のプログラムの実績に加え、前回採択時からのプログラムの見直しや改善を図ったプログラムであるかなどについても審査の際に考慮されます。

<学部>

(13) 3 年次編入生を対象としたプログラムを申請することは可能か。

(答) 3 年次編入を含むプログラムを申請することは可能ですが、優先配置枠を編入学留学生に使用することはできませんので、3 年次編入生のみを対象とするプログラムの申請は不可です。なお、国費外国人留学生制度は従前より正規課程の標準修業年限（原則、学士課程は 4 年、修士課程等は 2 年、博士課程は医歯薬系を除き 3 年）を通じた教育を行う枠組みを支援しています。

<共通>

(14) 「学業成績基準 2.3」について、本学では進学判定に際して、履修科目のうち卒業（修了）必須科目のみ判定の対象としそれ以外の科目は対象としていないが、本事業でもそのように運用してよいか。

(答) 本事業で求める学業成績基準は履修科目全てが対象となります。ただし、「2.3 以上として大学が定める基準」として、一部の科目のみを対象とすることは妨げませんので、当該基準について詳細を明記するとともに根拠資料（学則等や大学で定めるプログラム実施要項等）を添付してください。

4. 審査

<大学院>

（１）最終的に採択結果に占める募集分野毎の採択割合は決まっているのか。

（答）決まっています。

<大学院>

（２）「(6)バイオ」で申請した場合、「(1)環境」に比べ採択されにくいことはあるのか。

（答）募集及び採択は募集分野毎に行うため、申請件数によって募集分野毎の競争率等に差が生じる可能性はありますが、特定の分野を優遇することは考えておりません。

<共通>

（３）２次審査（ヒアリング審査）は全申請プログラム実施するのか。

（答）２次審査（ヒアリング審査）は、原則、書面審査の結果、合否のボーダーライン上にあるプログラムもしくは審査員による最高点と最低点の乖離が大きい等の理由で、合格点は獲得しているもののヒアリングが必要であると考えられるプログラムを申請した大学にのみ実施します。全申請プログラムについてヒアリングを実施するわけではありません。

<共通>

（４）１次審査（書面審査）２次審査（ヒアリング審査）合否の関係はどうなっているのか。

（答）特別プログラムの合否の決定手順は次の①～④のいずれかになります。

- ① １次審査（書面審査）のみで採択
- ② １次審査（書面審査）のみで不採択
- ③ １次審査（書面審査）、２次審査（ヒアリング審査）で採択
- ④ １次審査（書面審査）、２次審査（ヒアリング審査）で不採択

なお、2023年度から大学推薦による国費外国人留学生の募集開始時期が前倒しされていることを踏まえ、①および②について先に結果を通知し（10月下旬メド）、③および④については２次審査終了次第速やかに結果を通知することとします。

5. 運用

<共通>

(1) IV. 修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先配置枠を活用して国費外国人留学生になることは可能か。

(答) 2021 年度採択分より、優秀な留学生であれば、推薦時に既に日本に滞在している者についても（大学院、学部プログラムともに）一部採用の対象としています。優先配置による留学生は、国費外国人留学生の大学推薦（特別枠）として募集をしますので、詳細は今年度の募集要項（令和 6 年 1 1 月頃募集予定）にて御確認下さい。

<大学院>

(2) 今回申請するプログラムが採択された場合に推薦を予定している留学生について、2024 年度（令和 6 年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠にも申請（併願）することは可能か。

(答) 大学推薦（一般枠）と（特別枠）において、同一学生の申請（併願）は認められていません。また、他大学から同一学生の申請があった場合の併願についても認められていませんので、併願が発覚した場合は当該学生の申請を受理しないと共に推薦大学の全申請を受理しない可能性もありますので十分ご注意願います。

<大学院>

(3) I. 修士課程又は博士前期課程から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したいが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長は可能か。

(答) 特別プログラム（大学推薦（特別枠））で受け入れた国費外国人留学生については、当該プログラムに認められた優先配置枠内でのみ延長申請（延長申請（特別枠））ができます。そのため、受け入れた国費外国人留学生を博士後期課程まで進学させる予定の場合は、博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムとして博士後期課程にも優先配置枠を設定のうえ、ご申請願います。

<大学院>

(4) 採択されたプログラムがⅣ．修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムであり、優先配置 2、3 年目の修士学生が博士課程に進学時（延長申請時）に、採択されたプログラムの後継プログラムが不採択となった場合、優先配置 2、3 年目の学生は博士課程進学時に特別枠で延長申請を行い、引き続き博士課程で奨学金の支給を受けることはできるのか。

(答) 2024 年度採択プログラムは、修士・博士課程が連結したプログラムである場合に限り、継続プログラムが不採択であった場合でも、優先配置 2、3 年目の学生が博士課程に進学する際、特別枠で延長申請を行うことを可能とします（成績要件を満たさない場合や留年時は除く）。ただし、継続プログラムが未申請の場合については、そもそも現在採択されているプログラムのみで完結するものとして学内で整理されていると考えられることから、優先配置 2、3 年目の学生については採択時に配置された枠内でのみ奨学金の支給を受けることとし、延長申請をすることはできかねますのでご了承ください。

<大学院>

(5) 採択されたプログラムがⅣ．修士課程又は博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムであり、修士課程又は博士前期課程に優先配置された学生が 1 年若しくは 1 年 6 か月で早期修了した場合、同プログラムもしくは後継プログラムの優先配置枠を用いて博士後期課程に進学することが可能か。

(答) 早期修了した学生が優先配置枠を用いて博士後期課程に進学する（延長申請を行う）ことは可能です。ただし、同プログラムもしくは後継プログラムにおいて博士後期課程学生に設定されている優先配置枠に空きがあることが条件となります。なお、プログラム教育課程Ⅳ①を選択した場合は当該学生の早期修了時に未だ博士後期課程の優先配置枠が存在しない場合がありますが、その場合は博士後期課程の優先配置枠のうち 1 つを半年もしくは 1 年早く使用開始することが可能です。（当該学生の博士後期課程における標準修業年限終了時でその優先配置枠は終了することになります。）

<大学院>

(6) プログラム実施中に申請書に記載しているプログラムディレクターが変更となった場合、文部科学省に対して届け出が必要なのか。

(答) プログラムディレクターの変更について届け出る必要はありませんが、進捗状況管理を行う者ですので空位の期間が無いように各大学で管理願います。